

令和6年6月犬山市議会定例議会会議録

第4号 6月13日(木曜日)

◎議事日程 第4号 令和6年6月13日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主査補	高橋 万祐子君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
防災交通課長	伊藤 修君	高齢者支援課長	前田 敦君
健康推進課長	水野嘉彦君	子育て支援課長	青山貴一君
子育て支援課主幹	中村美和君	整備課長	高橋秀成君

土木管理課長	吉田昌義君	環境課長	高橋正直君
観光課長	小池信和君	学校教育課長	西村岳之君
学校教育教育課主幹	鈴木早智君	文化推進課長	大黒澄子君
消防総務課長	村山弘泰君		

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員各位に申し上げます。武内防災監より、一般質問2日目の諏訪議員への答弁内容について発言を訂正したい旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） おはようございます。6月10日の諏訪議員の一般質問で答弁内容に訂正があります。

件名3、市民交流センターフロイドについての中で、正しくは「防災備蓄用倉庫置場の確保について、施設管理者と協議を進めているところです。」と答弁すべきところを、誤って「指定管理者」と言ってしまいましたので、改めて「施設管理者」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、清風会、沼 靖子です。本日は、議長のお許しをいただき、5つの質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、件名1です。俳句を通じたまちづくりについてです。

今回この質問を上げましたのは、平成30年11月議会にて、山田拓司議員から、「俳人内藤丈草ゆかりの地を巡るさらなる活性化を」とのご提案があり、「観光施策の課題の一つとして研究を行います」という答弁がありました。

私は、犬山の風景は、都会と違って、人が安らいだり、癒やしを感じたりするものだと、そういう効果があるんだなと思っているんです。今の時期ですと、田んぼに水が張り、山がそびえ、田植の匂いがする。当たり前の情景ですが、小さい頃からそんな五感を刺激されるような感覚を覚えています。

よそにはない癒やしを感じるのが、犬山にはできる。俳句をそういう場としてもふさわしいと考えました。そうした魅力は、外からの誘客にも資すると考えております。

そこで、要旨1でございます。観光施策としての研究について、平成30年の質問から約6年がたちました。その後、俳句や文化を取り入れた取組や考え方はどのように捉えておられ

ますでしょうか、お尋ねします。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 沼議員のご質問にお答えします。

犬山市は豊かな自然と国宝犬山城、国宝茶室如庵をはじめ、神社仏閣など歴史的、文化的な観光資源を数多く有しております。

本市が観光施策を推進していく上で、美しい景観や文化芸術を生かしていくことは重要であると認識しております。

議員ご提案の俳句や文化を観光施策に生かしてはどうかについて、現在、市では俳句を主題とした観光コンテンツの造成までは至っておりませんが、文化芸術に親しむという点においては、茶の湯、護摩行、写経体験など、官民連携により犬山らしさを感じられる文化的なコンテンツが造成され、観光客に楽しんでいただいております。

また、俳句の分野においては、民間主催の大学生対象の俳句大会が開催されるなど、市内で魅力的な取組が活発に行われているということも認識しております。

市としましても外からの誘客、滞在、宿泊、消費の拡大による地域活性化、そしてブランド力向上につなげていくことは、観光施策を進めていく上で必要な視点であるということから、こうした民間の取組も注視するとともに、機会を捉え、必要に応じて効果的な周知宣伝等、情報発信に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。市内には俳句を盛り上げてくださる方々が大勢いらっしゃいます。私も昨年は命の俳句大会はじめ、大学生の俳句選手権、そちらを観覧させていただきました。

また、学校訪問では、子どもたちの俳句が背面に掲示されておったり、あらゆるところで俳句に触れる機会がございました。

五・七・五のリズムは何とも心地よく、私も小学生の頃に初めて芭蕉の俳句を読んだときに、その浮かび上がる情景を楽しんだものを思い出します。

先日、地域の学校公開日に参加した際、授業の様子です。俳句をそれぞれの言葉で表す子どもたちの姿を見て、表現することの楽しさ、そして改めて日本語の美しさを感じていく機会にもつながっていくのではないかと考えます。

それでは、要旨2です。私は、俳句を一つの文化、一つの重要な文化と捉えております。市として俳句に関してどのような応援体制がございますでしょうか、教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、17文字で季節と心情を表現する俳句は、繊細で多彩な日本の風情や日本語の奥深さを伝える文化の重要な活動の一つとして認識しています。

こうした俳句に関わる活動は、鈴木しづ子顕彰会、内藤丈草を偲ぶ会や、全国大学生俳句選手権大会をはじめ、犬山市を舞台に、市民の皆さんが活発に活動されています。

俳句に関する応援体制としては、市民の活動に関わる財政的な支援で、犬山市文化協会への補助事業があります。

犬山市文化協会は、犬山市と同じく70年の歴史があり、加入する36団体のうち約2割に当たる7団体が俳句に関わる団体であり、協会を通じて財政的な支援を行っています。

また、文化芸術事業で市の魅力を内外に発信し、市の認知度や交流事業の拡大を図ることを目的に、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業に取り組み、補助を行っています。

この補助金は、犬山市文化の薫り高いまちづくり事業選定審査会を経て決定するものですが、令和5年度交付実績4件のうち1件は、俳句に関する事業を補助しました。

こうした補助事業のほか、子どもから大人まで俳句を学ぶことができる機会を提供しています。

南部公民館で開催する公民館講座をはじめ、小学生を対象とした、犬山市立図書館での俳句講座、小中学生を対象とする子ども大学でも、19講座の一つで、俳句教室を開催しています。

また、成果の発表の場として、公募した作品を展示発表する犬山市民展では、絵画や工芸などの美術作品とともに、俳句や短歌などの文芸作品を展示しており、令和5年度小中学生からの出品2,993件のうち、俳句は2,271件ありました。こうした補助事業や俳句を学ぶ機会などを引き続き提供し、支援してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ご答弁ありがとうございます。引き続き応援いただける、応援を継続いただけるということで、私も盛り上げてくださる方々と一緒に、何ができるかを考えていきたいと思えます。

件名2に入ります。2つ目の質問です。子どもの視力についてです。

先日、6月10日は子どもの目の日であることは皆様ご存じでしょうか。生まれたばかりは僅かしか見えない赤ちゃんも、6歳ぐらいまでには、視力1.0を得るそうです。一方で、1.0に届かない弱視の早期発見、治療、低年齢化する近視発症の予防に6歳1.0ということで、610の日を子どもの目の日にふさわしいと捉え、記念日の一つとして登録されました。

私も日頃から学習塾での環境に大変気を遣っております。子どもたちが前かがみになっていないか、学習中に手が影になって学習していないかなどなどです。

先日6月11日の中日新聞では、ロート製薬が調査を行った記事がございまして、そのタイトル「児童3割超えが視力1.0未満」との記事でした。子どもの友人や地域のお母さん方と話していても、うちも眼鏡作ったよとか、かけている子が増えたよねなど話していたことはあるんですが、正直、この数字には衝撃を覚えました。

日本眼科医会のホームページでも、子どもたちの近視が年々増加しており、近視はたとえ軽度であっても、緑内障や網膜剥離など、近視以外の目の病気に将来かかるリスクを上昇させる、子どもたちの見え方を、生涯にわたって良好にさせること、子どもの時代、近視を発症させない、100年時代に近視を発症させないということです。良好な視力のまま進行させ

ないという取組が非常に重要であると考えられるようになっていきます。

それでは、要旨1です。子どもたちの視力の把握、そして家庭へのフィードバックについてです。

地域の保護者の皆様から、子どもたちの視力の低下が気になるけど、学校やいろんなところで指導はあるのか。それは学校のデジタル化やタブレットの使用も影響しているんじゃないかと、そういうご意見をいただきました。

そこで、視力測定状況、また測定の結果をどのようにご家庭へお伝えいただいていますでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。私からは、乳幼児期の子どもについてお答えさせていただきます。

先ほど議員のお話があった6月10日、子どもの目の日というのは私は初めて認識しました。

生後4か月、1歳6か月、3歳の健康診査で、視力の発達状態の確認を保健センターで行っています。4か月健診では、物を目で追うことができるかどうか。1歳6か月健診では、ふだんの生活の中で、目の様子や、物を見るときにしぐさなどで気になることはないかを確認しており、医師による診察でも、目の動きに異常がないかを確認しています。

3歳児健診では、ランドルト環を使った視力検査、これは円の切れ目を使った一般的な視力検査ですが、その結果の確認とともに、斜視や屈折異常を早期発見するためのフォトスクリーナーを使った検査を行っており、異常の判定がされた場合は、早期の眼科受診を勧めています。

また、4歳の子どもがいる全ての世帯に、家庭での視力検査と問診を依頼し、結果を報告してもらっています。その結果から、視力の発達に心配が見られる場合は、早期の眼科受診を勧め、検査を受けるよう、個別に案内を行っています。

◎議長（柴田浩行君） 続いて答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 続いて、学校における視力の把握などについてお答えします。

視力検査は、学校保健安全法施行規則に基づいて実施される検査項目であり、1年に1度、全ての児童生徒に対して、学習に支障のない見え方であるかどうかを確認するため実施するものです。

この検査は、学校の養護教諭を中心に、簡易な検査として実施しているため、A、B、C、D、4段階での判定となっています。

また、市内の眼科医によって実施されている眼科検診は、視力以外の目の疾患を発見するために実施しているところですが、検診に先行して実施した視力検査の結果を医師に伝えることで、正確な目の状況把握に努めています。

結果については、検査で見えにくい状態だと判定された児童生徒の保護者には、文書でお

伝えし、その状態によっては眼科での受診を勧めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。幼児期と児童期では、検査の目的などに違いがあるということが分かりました。市独自の4歳向けの視力を検査するものがあるということですが、私もたしか子どもが幼児期に受け取った気があるような覚えがしています。そのときは、こんな小さな子だし、まだまだ視力なんてと、我が事として考えていなかったというのが正直なところです。

しかし、4歳児となると、お母様の環境を察するに、上のお子さんや下のお子さんがまだ小さかったり、お母さんは家事で必死ですので、子どもたちのことで構ってられない、視力のことまで見てないんじゃないかなというのが想像できます。

幼児期でもタブレットやテレビを視聴する機会というのは格段に増えていると思うので、その家庭用視力検査、それがさらに周知されていくといいなと思っております。

ただ、子どもがそれを見えないということを言葉にして言えるのかなということをおは疑問に思っております。ここを何とかしていきたいなと思っております。見えないというのは、例えば眼科医会のホームページで見てみると、見えるにしても、見える見えるですね、どういう見え方をしているのかというのが、子どもの口から言えるように、そういうことがアプローチできないかなと考えていきたいと思っております。そういう工夫をまた一緒にお願いいたします。

それでは、要旨2です。乳幼児期を過ぎたら、学校生活が始まります。学校での対策や取組についてお伺いします。

子どもたちへのアプローチとともに、保護者へのアプローチも必要ではないかと考えますが、質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおり、子どもの視力、目の状態については、医師による検診を適切に実施することで、視力低下であれば、眼鏡を使うなど矯正につなげ、疾患であれば治療につながるよう、保護者にお伝えしているところです。

そのほかの取組としては、小学校では低学年のうちから学習時の姿勢を整えることや、本と目の距離を近づけないように声をかけるなど、日頃から目の負担が少なくなるよう、学校での生活の中で子どもたちに伝えています。

また、視力低下を招かないよう、文部科学省が定める学校環境衛生の基準にのっとり、適切な教室の明るさを確保するとともに、授業でタブレットを活用する際には、長時間見続けることがないよう配慮しています。

保護者に対しては、保健だよりを通じて、視力検査の測定方法や生活の中で現れる視力低下の兆候、目の愛護デーにちなんで目の大切さを伝えるなど、家庭においても視力を気にかけていただくよう促しています。

さらに、保護者会など教師が保護者と接する際には、視力を含め、健康面で気になっていることを直接伝えることで、保護者の気づきにつなげています。

引き続き、学習環境の整備、児童生徒へのアプローチ、保護者へのアプローチを通じて、子どもたちの視力低下を防ぎ、学びの確保と心身の健全な育成に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。やはり家庭ではどうしても気づきにくくて、子どもにとっても見えないというのがどういうことか。そして、学校の新年度の視力検査でやっと親もそれを分かるという状況が、本来の今の姿かなと思います。

正直、私の息子も、学校で判定をもらってきて眼科に飛び込んでいったということで、うちの子、黒板が見えてないという気づくご家庭が、そのときに気づくご家庭が多いのではと思います。子ども自身が見えていない、見えているに気づく重要な機会、そういうところが学校ではないかなと思います。学校頼みで申し訳ないんですが、そういう学校での検診、発覚してからの保護者へのアプローチが迅速であること、そこがこれからもよろしく願いたします。

それでは、件名3です。支援を必要とする子どもたちの学校生活についてです。

要旨1です。学校施設のバリアフリー化に向けた市の考えについてお伺いします。

文部科学省の取組として、令和2年、バリアフリー法が改正されました。バリアフリー法上の特別特定建築物に公立小中学校が追加され、さらに令和3年度よりは、公立小中学校など既存施設におけるバリアフリー化工事について、一定の要件を満たす場合、国庫補助金の算定割合を引き上げるなどの取組が実施されております。支援を必要とする子どもたちが、地域社会での生活を送ることができるよう配慮するよう求められている時代で、校内環境のバリアフリー化に向けた市のお考えについてお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であり、支援を必要とする子どもたちが支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があると考えています。

また、災害時の避難所など、地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を一層進めていく必要があります。

こうした状況の中、文部科学省から様々な学校を所管する諸団体に対して、施設のバリアフリー化について、着実かつ迅速に進めるよう要請されているところです。

当市においては、これまでの新築や大規模改修を実施する中で、バリアフリー化を進めており、羽黒小学校、楽田小学校、そして現在工事を進めている犬山南小学校において、廊下や教室、玄関で段差が生じないようにするとともに、エレベーターや多目的トイレの設置を行っています。大規模改修を終えていない学校に就学する場合には、トイレの改修やスロープの設置など、部分改修や物品、機器の購入により、学校生活を送れるよう対応して

いるところです。

今後は、城東中学校、城東小学校の改修を計画しており、引き続き、誰もが過ごしやすい環境づくりを進めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。全体的なバリアフリー化の考えについては理解させていただきました。しかし、児童生徒によって何に困っているかが異なるわけで、そういった場合、個別具体的なケースについては、どのようにご対応されているのか、再質問させていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、必要となる支援の種類、程度というのは個人差が大きいものであり、標準的なバリアフリー化のみでは対応が難しい場面が出てきてしまうというのは確かです。

国の方針として、学校の設置者及び学校には、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮を行うことが求められ、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要なものを対応していくこととされています。

一方で、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡をなくした、または過度の負担を課さないものとされており、際限なく何でも対応することとはなっていません。

そうした中で、支援が必要になる児童については、小学校に入学する前から広く相談の機会を設け、入学時には一定の配慮の中で学校生活を送れるよう、個別の対応を実施しているところです。

これまで行った具体的な対応としては、段差解消のスロープや階段昇降機、車椅子での学習に対応した特別支援用の机を購入しています。音や刺激に敏感な子どもに対しては、刺激の少ない環境をつくるためのパーティションの購入も、そうした対応の一つとして行いました。

支援内容は、児童生徒の持つ特性によって異なりますが、引き続き情報収集に努め、どのような支援ができるのかを保護者とともに十分に話し合いながら、共生社会につながる学校環境の整備に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。先日、鈴木議員と南部中学校、東部中学校の校内を見学させていただく機会がありました。今年度、答弁にも先ほどあったように、東部中学校に階段の昇降機が導入されたということで、実物を見せていただきました。実際、かなり大きなもので、操作の研修を受けた先生が、生徒さんの移動の際に動かしてくださっているとのことでした。お子さんの学校生活がみんなと一緒に送れるよう、配慮に感謝申し上げます。

そしてもう一方、中学時代を車椅子で過ごされた方をご紹介いただき、お話を伺ってきま

した。その方は、先ほど部長の答弁にもありましたように、体制面、財政面のことも大変理解できますが、やはりハード面、ソフト面のほかに、ハート面というところが大変重要なのかなど、私はその話を聞いて思いました。

その方は、学校は、これはできません、これはできますということをしっかりお伝えしていた。そこで、じゃあこうしよう、こういうときはどうするといった話合いが、当事者とご家庭と学校で密にされていたのかなということを感じました。その学年の子どもたちの理解も、その支える先生たちのサポートも、本当にハートだと思いました。

バリアフリーは、心のバリアフリーという言葉があるように、障壁を取り除く、そういうことで、障害があっても学校生活が送れるのではと思います。財政面やハード面だけではなく、そういったソフト面、そういったところからも注視しながら、私も一緒に考えていきたいと思えます。

続いて、要旨2です。特別支援教育支援員、介助員制度の現状についてです。

犬山市内の学校では、特別支援教育の充実ということで、特別支援教育支援員さん、介助員さんがいらっしゃいます。

その方々の役割について、そして、介助員さんについては今年度も配置数を拡充していただきましたが、その内容について伺います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

特別な支援が必要な児童生徒が学習し、生活を送るための人員として、特別支援教育支援員及び介助員を市の会計年度任用職員として任用しています。特別支援教育支援員は、平成20年度より配置しており、通常の学級に在籍し、発達障害などにより特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行うことや、保健室において、集団生活に適応できず、個別支援が必要な生徒に対して支援することが、その主な役割となります。

令和6年度は教室での支援員として12校23名、保健室での支援員として5校5名を配置しており、勤務時間日数は1日6時間、年間180日となっています。

子ども同士が集団の中で関わり合い、共に学び合う授業や学校生活を実現するため、当市においては、教員免許状を有した者を配置しています。

一方介助員は、平成27年度より配置しており、業務の内容としては、移動、食事、排せつなど、学校内における日常生活の介助を必要とする児童生徒に対し、1対1での介助、及び安全の確保を行います。

令和6年度は6校10名の介助員を配置しており、勤務時間日数は1日6時間、年間110日です。これまでの拡充としては、従来は1日4時間、年間99日であった勤務時間、勤務日数を、令和3年度より現状の時間、日数へと拡充し、同時に宿泊を伴わない校外学習に付き添えるように変更いたしました。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。介助員制度を拡充いただいたこと、大変

感謝いたします。しかし、現場の声をお聞きしていると、これからも支援を必要とする子は増えてくるのではないかと思います。その上での課題は何でしょうか、再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

国を挙げて共生社会の形成に向けた取組を進める中で、以前であれば、特別支援学校に通っていた子どもが、地域の学校で多くの子どもたちの中で学んでいくという選択肢を提供できることになりました。

その結果、介助員の配置を必要とする児童生徒は増加しており、今後もその傾向は続いていくことが想定されます。

現状、必要な介助員については確保できているところですが、さらなる増員が必要になった場合の人材確保とその財源については、大きな課題となるものと考えています。

人材については、様々なチャンネルを通じて情報収集に努め、介助を必要とする子どもたちに配置ができるよう、引き続きその確保に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。やはり答弁をお聞きしていても、これから犬山で学びたい、学んでもらいたいというご家庭の願いや思いがあるという印象を受けました。そして介助員さん任せにならず、学校全体でそれを共有していく必要性もあるのだと思います。

今回拡充してくださったように、これから介助員さんの確保が大変重要な課題になると、そちらもすごく私も同じように考えていきたいのですが、これはご提案というか私の考え、現場を見た考えになるんですが、介助員さんのスキルアップする勉強の会があってもいいのではないかなと感じました。もちろん、そういう支援が必要な子、どういう支援が必要なのかというのは、その子その子によって違うものではあります。事例研究する場など、介助員さんの働きやすさにつながる場であるといいのではないかなと、そして安心して活動していただけるような環境づくりにも、体制づくりを、環境づくりをしていただけるよう提案させていただきます。

では、件名4です。保健センターのこれからについてです。

まず、この話の導入といたしまして、愛知県の医療構想資料を見ますと、犬山市と春日井市には保健センターが2か所というように示されておりました。人口規模からしても、市内に保健センター2か所はいかなものかと、建物ベースで見たときに考えたものであります。

保健センターを市民の人が利用するにも、最後、いつだったかなというふうに皆さんにお伺いしたら、乳幼児健診だったかなというお答えが多かったという私のリサーチです。本来の保健センターの役割というのを考えたときに、保健センターの機能を健康館に移転してはどうかなと思うんです。移転というか統合ですね。統合にはそのメリットがあるのではないかなと思うんですが、そのメリットというのは、広いスペース、健康館の広いスペース、そちらをもっと活用できるのではないかなと思うんです。

例えば、乳幼児健診で発達を見てもらう、1歳半健診での私の苦い思い出ですが、息子は場所見知りでした。初めての場所で積み木を積むという、保健師さんの前で積み木を積むという場面があったんですが、緊張して積めずに帰ってきた記憶があります。家ではできたのになと私自身がへこんだ記憶です。

どうしても第一子の育児となると、できないことばかりが気になってしまって、ああ、駄目なお母さんだったなと母親が落ち込むことは多々ありました。

健康館のいいところ、そして広いスペースが確保できるということは、お母さんとお子さんがリラックスして過ごすことができる、リラックスして健診を受けることができ、そして2階の子育て支援センターとも連携が取れるということで、保健センター機能を統合することで、母子保健の充実につながるのではと思うわけですが、当局のお考えをお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

保健センターでは、母子保健、予防接種、犬の登録などの業務を行っており、乳幼児健診や各種事業への参加、手続などで、子育て世帯をはじめ多くの方が来所されます。

保健センター機能の健康館への統合については、平成26年に検討を行っていますが、改修費用などの面からも、統合ではなく、現在の場所のままで建物を適正に管理しながら、継続して事業を実施することとしています。

また、現在計画しているキッズスペースにも、子育てや母子保健についての相談コーナーや、情報交換の場の設置を検討しており、こうした子育て関連施設の連携がしやすい場所でもあることから、保健センターが現在地である必要性も高くなっています。

保健センターの建物自体は、昭和60年に建築されたもので、築39年と老朽化も懸念されますが、今年度は外壁調査を実施予定であり、適正に施設管理を行いながら、今後も現施設において保健センター業務を行っていく考えです。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。この令和3年度に保健福祉施設の個別施設計画というものが出されておりました。保健センターは2030年に定期修繕、2050年に建て替えといった大きな計画が出されていたのですが、答弁いただいた老朽化などの課題も踏まえながら、計画の見直しや、違う意味での財源の確保という決断も必要になってくるのではと思います。そういう決断も今後見直しがあるのであれば、また教えていただきたいです。

では、要旨2です。産後ケア事業についてです。

令和2年度からスタートした産後ケア事業ですが、今年度の利用者の実績を教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

産後ケア事業は、母子保健法に基づく事業で、母子の心身の安定と育児不安の解消を図るため、令和2年度から産後4か月未満の母子が、産婦人科などに宿泊できる宿泊型サービスとして開始しました。

令和5年度からは、助産師が訪問して母乳ケアを行う訪問型のメニューを新たに追加し、令和6年度からは、産婦人科などで日中にサービスを受けられる通所型を追加しています。それぞれの実績ですが、宿泊型については、初年度である令和2年度は利用者が6人、利用延べ日数が32日、令和3年度は利用者が6人で、利用延べ日数は31日、令和4年度については、利用者が4人で、利用延べ日数は23人、今年度は、利用者数が14人で、延べ日数としては63日、令和6年度は、5月末時点の集計とはなりますが、利用者の方お1人で、延べ日数は7日間でした。

訪問型としては、令和5年度は利用者が9人、延べ日数は15日、令和6年度については、5月末時点で利用者の方3人、利用延べ日数については3日でした。

通所型については、今年度から開始をしたものであり、まだ2か月ほどしか経過していないため、5月末時点での利用実績は今のところありません。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。令和5年度、私は民生文教委員会に所属しておったのですが、そこでの質疑で、産後ケアの見込んでいた数よりも利用者が少なかったという答弁をいただきました。

利用者が少ないというのは、制度を知らない人が多いのではないかなと思うわけですが、私も「犬山市産後ケア」とネットで検索してみると、産後ケア情報について、市の案内が出てくるんですが、正直、自分がまだ乳幼児を抱えていたときに、どういったときに、もしそういう事業があったということ仮定して見ておるんですが、どういったときに利用できるのか、ちょっと分かりづらいなと思ったのが正直な感想です。

こんなときはありませんか、こういうときに利用できますよといった具体例であったり、こういうときに使っていいんだと、お母さんが自分から使おうと思うようなPRが必要ではないかなと思いました。

どうしても母になると頑張らなきゃとか、頑張りすぎちゃって倒れちゃうお母さんが多いんじゃないかと思うんですが、確かにいつまで頑張ればいいんだろうと先が見えなくなる不安にも駆られます。本当に小さなことの悩みが大きな悩みにつながってしまったり、もう少し利用のしやすさを考えて、ホームページや周知にも工夫が必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか、再質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

産後ケア事業の周知としては、ホームページや子育てガイド「さくらんぼ」への掲載、また、母子健康手帳の交付時に妊婦の方へチラシの配布とともに、事業内容の説明を行ってい

ます。加えて伴走型相談支援の一環として、妊娠8か月の方全員への訪問事業を今年度から実施しており、産後すぐに利用できるサービスとして、ここでもチラシの配布とともに事業説明を行っています。

このように対象の可能性のある方、ほぼ全てに制度説明とチラシ配布を行っていることから、制度周知については十分行われていると考えています。

ただし、ホームページにつきましては、議員のご指摘を踏まえ、利用者視点で改めて精査をしております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。ホームページについても、利用者目線ということで期待しております。少しの間、本当に助けてもらうということが、なかなか踏み切れない、私が我慢すればいいやというお母さんがいらっしゃるのではないかなと思います。産後の精神的不安、そちらに寄り添って、悲しい孤独な育児でございます。そういうふうにならないように呼びかけ、そして今年度から始まる妊娠8か月でのアプローチの実績や影響を、これからも私も一緒に見届けさせていただきたいと思います。

それでは、件名5です。ホームスタート事業についてです。

こちらは、民間団体の一つで、家庭訪問型の子育て事業です。妊娠中から未就学児がいるご家庭に出向き、お話を聞いたり、一緒に家事をしたりなどと、多岐にわたるサポートをされるなど、実績も出されています。

令和4年度には三浦議員が、昨年は私が一般質問させていただきました。これからの市の関わりについてというところで、昨年度はこれからの実績や効果を踏まえて検討されるということでした。

このホームスタートですが、自治体からの委託や補助で運営されている市町もございます。近隣では豊橋市、岩倉市、岡崎市などです。直近では人口規模が似ている蒲郡市でも委託事業が始まったと聞いております。

当市では、委託や補助の支援の幅を広げられるのではと思いますが、いかがでしょうか、質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

ホームスタートはNPO法人ホームスタートジャパンが提唱する家庭訪問型子育て支援であり、令和5年6月議会の沼議員の一般質問において、この事業を実施する団体の事業実績等を踏まえた上で、市としての関わり方を検討していくとお答えさせていただきました。

お聞きしている実績としましては、昨年9月に市内NPO法人が事業を開始し、利用申込み15件、支援終了5件、訪問回数は延べ78回とのことでありました。

こうした実績も踏まえ、市としてはホームスタート事業と類似した内容で実施している産後ケア事業や、養育支援訪問事業といった訪問型の子育て支援の支援事業の一部では、戸別訪問の受託が可能なことをご案内し、団体運営に関する補助金等メニューの紹介などを行っ

たところであります。

また、団体が主催するホームビジター養成講座への講師派遣や、事業周知といった支援を行っており、団体とは今後も引き続き可能な範囲で、市の事業にご協力がいただけるような関わりを継続していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 分かりました。今の答弁で、今は類似している事業があるということで認識しました。

では、再質問いたします。

養育支援訪問事業について、その内容や実績を教えてください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員、確認です。

件名がホームスタート事業についてになっているので、要は養育支援訪問事業についての取組を質問しているわけじゃなくて、ホームスタート事業と養育支援訪問事業との異なる点を確認するという質問内容でいいですね。

◎14番（沼 靖子君） そうです。言葉が遅くなって。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

養育支援訪問事業は、子どもの養育に支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して、子育て訪問支援員が訪問し、必要な相談や支援を実施することで、安定した子どもの養育を図る事業です。

事業開始は平成16年度からと古く、対象世帯数は、昨年度では3世帯となっています。コロナ禍の影響を受けて減少していますが、コロナ禍前の平成27年度から令和元年度までの5年平均では、年間60世帯程度というデータが残っています。

対象家庭は、出産後間もない時期にあって、産後うつや育児ストレスによる不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱える家庭、妊婦健診が未受診などの妊婦期から継続的な支援を必要とする家庭などであります。

また、事業の対象家庭は、乳幼児健診などを主な機会として把握しており、利用者の費用負担がない点なども、ホームスタートと類似していると言えますが、申請を必要とせず、市が必要と判断した場合に、利用者の同意を得て事業実施するという点が違いとなります。

◎議長（柴田浩行君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 違いについて示していただきありがとうございます。今の養育支援事業、市が必要とした場合だけでなく、本当に困ったときに、さっと差し伸べてくれる支援、それがより届く支援につなげていくという考えにシフトしていくのも、これからの支援の在り方ではないかなと思いました。

民と官がそれぞれ補完し合っていくやり方、支援を受けるのはご家庭なので、子育ての支援の機運を上げるということで、子育て世代の住むまち犬山、住みたいまち犬山になるのではと考えました。子育てのバトンが受け継がれるような地域づくりになるよう、これ

からも私も研究を重ねてまいります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 14番 沼 靖子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番、丸山幸治、議長のお許しをいただきました4件について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1件目、私有地にある防火水槽についてです。

今も昔も地震・雷・火事・おやじと言われるように、火事は恐ろしい災害です。また、大昔、村八分と言って行われた恐ろしい村の制裁的なものにおいてさえも、8分の残る2分として、火事と葬儀においては、そんなこと言てられないと力を合わせていたと言います。

現代においても、建築基準法や建築資材の技術の進歩などにより、ある程度は火事を抑制する技術が発達したというものの、依然として火事は恐ろしいものでございます。そのような大昔から火事を大災害として、各地域でみんなで協力し合ってきたことが、今の消防団に引き継がれているのだと思います。

私の住む地域には、五ヶ村と言われる時代から、雲龍組という地域の防災団体があり、独自の防火活動が行われていたと先輩から聞きました。防火活動の中心的な役割を果たしたものの一つに、防火水槽がございます。

さて、今回質問させていただきますのは、私有地に古くからある防火水槽についてです。

私の住む地域でも、大通りに面したお宮さんがあるところに大きな防火水槽がございます。同様に、市内の各地に古くからの防火水槽がありますが、改めてその存在を見直しますと、本当に適した場所に適した規模で、非常に使いやすい形で、設置されたものが多いと感じております。

いざ、火事、火災というときに、部落の各家庭、家屋へアクセスしやすい位置に位置するなど、考え抜かれて設置されたこれらにより、効率的にこれまでの多くの火災を消火してきたのだらうと推測いたします。

各地域にある古くからの防火水槽は、私有地にあることが多く、町内会などの共有地であったり、地元の名士と言われるような地主さんの私有地であったりと様々です。昔の心ある方々が土地を出し合ったのか、名士のような方が寄進されたのか、とにかく地域のために善意で提供されているのだと思います。

以上、述べてきましたとおり、現在においても非常に重要な役割を担っている、昔ながら

の私有地の防火水槽について質問いたします。

要旨1です。私有地にある防火水槽の取扱いについて。

昔から受け継がれている私有地にある防火水槽などの経緯について、もし情報があれば教えていただきたいことと、私有地を防火水槽として提供していただいている、地主の方に対して対価等があれば教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

昭和39年6月の消防本部発足以降は、消防水利の空白地域に消火栓や防火水槽が設置できる公共用地がない場合に、私有地に防火水槽を設置してきておりますが、それ以前に町内などで設置されたものについては、記録が残っておりませんので、詳細は不明です。

令和6年6月現在、市内に設置された防火水槽401基のうち、寺社、公民館などを除いた私有地に106基が設置されております。私有地に防火水槽が設置されている場合は、固定資産税の減免を受けられるように措置させていただいております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 答弁ありがとうございます。

要旨の2に移ります。最近、こういった防火水槽の設置された私有地ですが、やはり私有地であるということで、当然所有者の意思によって売却などがされ得るわけですし、所有者が代替わりをしたり、遠方に出て不在になったりするなどの際に、売却されることも想像されます。

先ほどの答弁では、私有地の防火水槽は106基あるとのことでしたが、これも将来的には、減少していくのではないかと危惧しております。最近では羽黒においても、堀田地区にて1か所防火水利が廃止されたとお聞きしました。

最近の私有地にある防火水槽の増減の状況について、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

私有地に設置された防火水槽は、近年、土地所有者から返還要望があり、昨年度は羽黒地区で2か所を撤去し、今年度は上野地区で1か所の撤去を予定しておりますが、新たに防火水槽を私有地に設置する予定はございません。

防火水槽は極めて有用な消防水利であるため、地元町内を含め慎重に協議した上で撤去を決定しているところではありますが、今後もこうしたケースは増えてくるものと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。要旨3に移ります。減っていくことは

時代の流れであり、やむを得ないと感じます。非常に効果的で、古くからの防火水槽が埋められていくということは、非常に寂しいことであり、市内の防火体制が弱くなってしまうのではないかと心配もごさいます。

それでは、要旨3ですが、市としてこのような防火水槽の廃止に対して、代替策をどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

防火水槽を撤去する場合、付近に別の消防水利があるかどうか重要になってまいります。付近に消防水利がなく、そのエリアが消防水利の空白地になってしまう場合は、代替策として新たな防火水槽や消火栓を設置していくこととなります。

ただし、防火水槽につきましては、有効な敷地確保が難しいため、消火栓の設置が主体となってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど言及いたしました、羽黒の堀田地区において、2か所あった防火水槽、共に私有地の上にあったんですが、この一つが最近廃止されました。やはり古くからの防火水槽であり、また場所も非常に目立つ場所、分かりやすく使いやすいものでしたので、消防団の先輩方も、まずあそこというふうにぴんとくるような防火水槽であったわけです。それがなくなってしまうんですが、それに対して、今後その周辺で火事になったら、これからどうしようと不安になってしまう方もいらっしゃると思います。

また、今回の質問は、実際に消防団の先輩方から、水利が難しい箇所ができるのではないかと心配の声を受けて、させていただいております。

ここで再質問ですが、個別具体的な質問で大変恐縮でございますが、羽黒堀田地区の防火体制について、今回の防火水槽廃止の影響はないのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

昨年度撤去した堀田地区の防火水槽の付近には、1本西側の通りに消火栓が1基、あと公会堂の駐車場に防火水槽が1基されており、消防水利としては比較的充足した地域でございます。ただし、堀田地区全体で見た場合、南東側に若干の空白エリアがあるため、市の全体の計画の中で優先順位を考慮し、消防水利を設置していきたいと考えております。

なお、先ほど申し上げました、今年度撤去いたします上野地区の防火水槽につきましても、南西の通りに消火栓が1基設置されておりますので、影響はないものと見ております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。堀田地区の南東側の若干の空白エリアがあ

るということですので、ご答弁のとおり消防水利の設置をぜひともよろしくお願ひし、次の質問に移らせていただきます。

2件目の質問は、訪問看護ステーションの廃止についてでございます。

この件については、先月の全員協議会で当局より説明をいただきましたが、その廃止の事実や経緯について、市民の間ではまだ知られていない方もいらっしゃると感じましたので、確認の意味も込めて、あえてテーマにさせていただきました。

実は、全員協議会で説明を受ける数週間前に、私は利用者のご家族の方から、「急にサービス停止になると聞いたんだけど、どうして」という質問を受けました。「えっ、そうなんですか」と私も寝耳に水の状態でした。今は全員協議会で説明をいただいたので、やむを得ないことだと私は理解したのですが、「犬山市はまたお金がないからなの」というような誤解をされている市民の方がいらっしゃいましたので、違うよという意味も込めて、改めて質問をさせていただきます。

要旨1です。訪問看護ステーションは、公営の安心感もあり、好評だったわけですが、今年度で廃止になるということについて、利用者の方、そのご家族の方々、また、これまでここにお勤めいただいた従業員の方々の理解は十分に得られているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

犬山市訪問看護ステーションの閉鎖に至る経緯について、まず改めてもう一度説明のほうをさせていただきますと思います。

議員のご質問のあったとおり、令和6年の4月19日に全員協議会のほうで説明はさせていただきました。

訪問看護ステーションの委託先である尾北医師会から、業務に従事している看護師3名のうち1名が急遽退職することとなり、訪問看護ステーションの運営基準を満たすため、人員を確保する必要があるが、昨今の看護師不足の影響も重なり、そのめどが立たない状況であるため、委託契約を解除したいとの申出が今年の3月にありました。

市としても、この申出を受けて、医師会以外に委託先を確保することも検討しましたが、短期間での確保は困難であると判断しました。

また、市内に民間の訪問看護ステーションが10か所ほど運営されており、聞き取り調査では、受入れ可能人数にも余裕があるという状況も把握していたことから、公設での事業継続は困難であり、また、必要性は低いと判断し、利用者が民間事業者へ移行が完了次第、事業を廃止する方針としたものであります。

急な閉鎖となりましたが、当時利用していただいていた22名の方については、令和6年4月中に全てほかの訪問看護ステーションでの受入れなどの調整は完了し、尾北医師会から本人やケアマネジャーなどへ説明を行い、利用者には理解を得ています。

また、ステーションに勤務していた看護師2名につきましても、今回の対応について理解

は得られていると、医師会からは聞いております。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） すみません、先ほど、先月の全員協議会と申し上げましたが、4月の全員協議会の誤りでした。大変申し訳ありませんでした。修正させていただきます。

ご答弁ありがとうございました。実際、訪問看護というわけでございまして、各ご自宅に訪問するサービスでございますので、同じような契約内容であれば、派遣元が変わってもさほど利用者には不都合は感じないわけで、今回私に質問をしていただいた利用者のご家族の方も、市は丁寧に引継ぎをしてくれているよとおっしゃってございました。きちんと最後の一人まで丁寧な引継ぎをよろしく願いいたします。

続きまして、要旨2です。訪問看護ステーションは、国道41号からも見えるようないい場所にありまして、市内どこへでもアクセスしやすい、すごくよい場所だと感じておりますが、この施設について、今後の利用方法はどのようにするのか、決まっていたら教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

訪問看護ステーションの今後の利活用につきましては、廃止の方針決定からも日は浅いため、今後、検討を行うこととなります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして3件目の質問に移らせていただきます。タクシーチケットの利用区間について。

犬山市高齢者タクシー料金助成事業として、当市は85歳以上の方、75歳以上85歳未満の方で、運転免許を持ってない方、世帯全員が住民税非課税の方に対して、基本料部分に該当するタクシー券を、年間最大28枚支給するという事業が行われていると認識しておりますが、タクシーが利用できる範囲が、乗車または降車のどちらかが犬山市内限るという制限が最近付されたということがございますが、これについて市民の方から、かかりつけ医が小牧市にあって、これまで小牧駅からチケットを使っていたが、今年から使えなくなって困っているというような相談を受けました。

つきましては、質問の要旨1です。あまりに遠方では話は変わってくるんですが、この相談者のように近隣市町での利用、その中でも長年のかかりつけ医であったり、犬山市内に病院を移すことが難しいような場合には、その目的や必要性に応じて、出発または到着地点が市内でなくても、タクシー券が利用できるようなことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和6年4月から、犬山市全体における総合的な交通施策の見直しの一環として、高齢者タクシー助成事業を拡充しました。拡充の狙いは、高齢者の足の確保はもとより、コロナ禍での利用者と運転手の減少などを背景として、市内からタクシーが大きく減りつつある現状を踏まえ、市内におけるタクシー需要を喚起、増大させることで、タクシー業界の活性化を図り、将来的に市内各所で安定したタクシーの供給の確保を目指すもので、拡充に際しては、受け手となる大手タクシー事業者とも協議を行ってきました。

もちろん議員ご指摘のとおり、例えば市外の駅から市外の病院への移動など、市外のみでの利用ニーズもあろうかとは思いますが、市内でのタクシー需要喚起による安定供給の推進という目的があること、また特定の条件を設定しての運用は、事業者との調整が困難であることなどから、現行での運用をご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。簡単な話ではないことが改めて分かりました。難しいとは思いますが、関係機関との調整を図りつつ、少しでもいい方向に持って行っていただければと思います。

最後の4件目の質問に移ります。都市計画道路蟬屋長塚線の見直しについてです。

以前、光清議員の質疑に対する当局の答弁にて、名鉄小牧線をオーバーパス、すなわち跨線橋という形でまたぐという答弁がございましたが、直近で同様な跨線橋というと、市道富士線の村田機械の西側、南から大門の交差点に向かうところにある大きな跨線橋がございます。非常に立派な跨線橋です。あのような立派な跨線橋が羽黒に開通すると思うと、本当にありがたく思います。

そもそも、何十年も前からなかなか進まない都市計画道路はほかにもございますが、期待している方がいらっしゃる一方で、もう諦めてしまっている方もいらっしゃいます。しかしながら、富岡荒井線の開通を皮切りに、今後は取り組んでくださるのだと私は期待しております。

今期1億円以上ものお金をかけて、蟬屋長塚線の予備設計の予算が組まれました。私は、これは間違いなく本気で開通まで持っていく意思表示だと期待しております。

私は、犬山の交通の大きな弱点としまして、南北の交通が便利である一方、東西の交通がやや不便を感じることを思っております。羽黒も毎朝、富岡荒井線に立っておりますと、五条川沿いの細い道に、大型の車を含め、大量の車が流れ込んでいきます。抜け道になりそのような団地の中の生活道路にも、同じく岐阜ナンバーや春日井ナンバーの車が毎朝、時にはすごいスピードで通ってまいります。多くはそれらは通学路でございます。

もし蟬屋長塚線が開通すれば、蟬屋長塚線からの東西の交通、特に941または41号線へのアクセスがスムーズにもなります。また、渋滞の大きな原因である名鉄小牧線の踏切も、跨線橋ということで大きく改善されます。

このように、蟬屋長塚線は、羽黒だけでなく、多くの通行者の待ちに待っている道であり、希望の橋だと思います。もちろん跨線橋ができるということで、落差も発生するでしょうから、地元の方々の理解も必要かと思えますし、用地の買収の話もございます。課題は様々あるかとは思いますが、必ず少しでも早い開通をと期待を込めて質問をさせていただきます。

要旨1です。本当はいつ完成予定ですかとか、細かいことが聞きたかったのですが、まだ予備設計の段階で、用地買収や説明会等、まだまだこれからという段階で、詳しい話はまだ出すことは難しいと思いますので、参考までに類似の跨線橋である市道富士線の上野跨線橋、これについて、同じような跨線橋が羽黒にも架かることへの願いを込めまして、事業費が幾らかかったのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山富士線の上野跨線橋は、橋長168.2メートルの犬山市と扶桑町を結ぶ都市計画道路で、橋梁でありまして、両市町が連携し、平成26年3月に供用開始しています。

上野跨線橋の整備において、調査、測量設計費、用地費、補償費及び工事費の総事業費は、犬山市と扶桑町合わせて約21億円です。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁いただきありがとうございます。

要旨の2です。今年度は予備設計ということですが、予備設計について、その後のスケジュールについてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

令和6年度の道路橋梁予備設計においては、ボーリングによる地質調査、現地測量、鉄道交差構造や交差点形状及び交通規制の検討、用地幅の決定、環境予測・評価を実施します。その後のスケジュールとしましては、予備設計で作成した道路計画図面を用いて、令和7年度に住民への説明会を開催する予定で、その後、用地買収面積を決定するため、用地測量、工事発注用設計図書を作成するための詳細設計、用地買収を行い、道路築造工事を順次進めていく予定です。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。交通の利便性向上は、まちの魅力を高めるので、若者の定住促進などにもつながるのではないかと期待しております。

今後の進展に心より期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時26分 休憩

再 開
午後 1 時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。通告に従いまして、今議会3件の一般質問を行わせていただきます。順次進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

1件目、城東小学校、城東中学校の大規模改修について質問させていただきます。

これまで数回にわたりまして、この件について一般質問をさせていただき、議論を重ねてまいりました。またまた、今議会、質問をさせていただきます。

まず、要旨1の整備の計画づくりについてでございます。

城東小学校、城東中学校の大規模改修は、順番としては犬山南小学校の次というふうに位置づけられておりまして、犬山南小学校の整備の完了から間を空けずに整備に取りかかれるように計画づくりが行われると、そのように認識をしていましたが、構想づくり、それから計画づくりはどうなっているかという質問でございます。

計画づくりに当たりましては、前回の私の質問に対しまして、まずは検討委員会において基本構想をつくっていくという答弁がございましたが、検討委員会は組織をされているのか、検討委員会は行われているのか、まずお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

城東小学校、城東中学校の大規模改修については、令和4年度に実施した耐力度調査の結果を基に、令和5年度に整備に向けた諸課題の整備、近隣事例の調査、補助制度の研究、整備費用のシミュレーションを行いました。

整備の順序については、施政方針でもお示ししたとおり、小中学校一帯の学校整備は行わず、城東中学校、城東小学校の順におのおのの整備を行う計画としています。

整備の基本的な方針や整備に当たって、その学校に望まれる機能などを定めた基本構想については、学校関係者、地域、関係団体の代表者等で検討委員会を組織し、委員の皆様から意見をいただいた上で、教育委員会として策定を行ってまいります。

現在、検討委員会の人選を進めており、今月中には検討委員会を立ち上げ、年内を目途に整備の基本構想を策定します。その後、年度中に基本設計のプロポーザルを実施し、令和7年度に基本設計に着手したいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 今の答弁にもありましたが、耐力度調査ですね、令和4年度中に耐力度調査が行われました。ちょうど前回質問させていただいたのが、令和5年2月議会でございまして、ちょうど令和4年度のその耐力度調査が行われたという時期でございました。

ということで、前回の質問のときには、耐力度の結果について明快なコメントはまだなかったわけでありますが、耐力度調査とアンケートを参考につくると、前回の質問に対しては答えをいただきました。

今の答弁にもございましたが、いよいよこれから検討に入っていくというところでございますが、耐力度調査とアンケート、これをどうやって参考にしてつくっていくというふうにお考えなのか、こちらは再質問でお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

耐力度調査は、建物の構造耐力、経年による耐力、機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価、点数化するもので、令和4年度に城東小学校、城東中学校の校舎、体育館の調査を実施いたしました。

調査の結果、城東中学校の北校舎の西側、南校舎の西側の2棟が、建て替えの対象となる4,500点以下、そのほかの建物は、骨組みが健全であると評価される4,500点を超える結果となりました。

耐力度調査の結果により、建て替える建物、改修する建物を選定し、建て替えが必要な校舎がある城東中学校を先に整備して、その後に城東小学校の整備を行う計画としています。

また、アンケート調査については、7月に実施することとしており、保護者、学校関係者などから幅広く意見をいただく予定です。寄せられたご意見により、学校に望む機能を確認し、基本構想や基本設計の内容に反映してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁いただきましたが、1回目の質問、そして再質問と合わせて、検討委員会を今月立ち上げる、またアンケート調査は7月に実施するというところでございまして、いよいよと申しますか、やっと始まるのだなというような気持ちでお聞きをしておりました。

そこで、要旨2点目の質問に移らせていただきますが、城東の里文教ゾーンの夢と整備計画についてでございます。

冒頭でも申し上げましたが、私、これまで数回にわたってこの件について一般質問を行ってきたと申し上げましたが、過去の議論の中で、私は、小中学校を核とした「城東の里文教ゾーン」と、正式にはこんな名前ないんですけども、そういう夢のような名前を自ら付けまして、夢のある議論をしたいなというお話を教育長にご質問をさせていただきました。

と言いますのも、この城東小学校、中学校、隣り合っている小中学校でありますので、一体的な整備を考えられないかというような提起もさせていただきましたし、時同じくして、城東中学校南側に都市美化センターの補償として、南側多目的広場も同じような時期に整備

される。それから近くに行くと、小学校、中学校の皆さん、環境学習にも使えるような中島池のビオトープがあったり、そういった環境として、小中学校を核として、文教ゾーンとしてそんな地域になったらいいなと、そんな地域の核になったらいいなというような思いを込めて、城東の里文教ゾーンという話をしておりました。地元などでこんな話をよくしてましたら、小中一貫校ができるのかというような議論だとか、そういったうわさまで独り歩きし始めちゃって、これは何とか整理しなあかんなというように思ったこともございました。

こういった議論の過程で、もう教育長のほうは答弁の中で、夢と希望の詰まった城東の里学園をつくりたいというように過去にご答弁をさせていただいたこともございます。申し上げましたとおり、これまで夢のある議論をしてまいりましたが、そう想像を膨らませるわけにもいきませんので、夢を小さくせざるを得ない現実もあるかなというように感じているところであります。

と言いますのも、城東小学校、城東中学校ともに、決して広い学校ではないんですけども、この件を質問し始めた平成29年の頃と比べて、児童生徒の数も残念ながら大きく減少をしてきています。

それと、今答弁いただきましたとおり、耐力度調査を行ってみて、それによって計画をつくる段階となると、あれを壊してこっちにこうつくってとかいうふうに、思い描いていたレイアウトというのを思いどおりに描くというわけにもいかなくなると、そんな現実問題があるんだなというふうに改めて気づかされる今でございます。

そこで、要旨2点目として、教育長に質問をさせていただきます。

この城東の小中学校づくりに、これまで夢を語った議論をさせていただいてまいりましたが、これからいよいよ整備計画をつくるに当たりまして、現実を目の前にして、この教育長の思い、夢についてお聞きさせていただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 大沢議員からご指名をいただきましたので、私から答弁をさせていただきます。これまでこの議場で何度もやり取りをさせていただいたんですが、いよいよ目の前までその時期が迫ってきたなということを、今実感しているところであります。

城東小学校、城東中学校の耐力度調査の結果については、先ほど部長が申し上げたように、城東中学校の北校舎の西半分、同じく城東中学校の南校舎の西半分、この部分だけが危険だというふうに診断を受けました。城東小学校の全ての建物、そして城東中学校のそれ以外の建物については、これは危険対象外だ、危険建物対象外という診断であります。

これは、私の予想を大きく外れた結果でありました。いかに城東小中学校の耐震工事をさせていただいた業者が、本当にきちっと工事をしていただいた結果だというふうに、ある面からは思っているんです。逆に、それまで私の頭に描いていた城東小中学校の青写真が、ちょっとこれ大きく手直しをせざるを得ないなという状況にいることも事実であります。

この耐力度調査の結果、どんなことが言えるかと言いますと、先ほどの中学校の西半分、

南北の西半分の建物については、これは解体、新築をしても、国からしっかり補助が頂けると。そのほかの建物については、長寿命化工事であれば、補助はしていただけるんだけど、解体、新築となると、ほとんど国の補助が頂けない。つまり、丸々市の持ち出しで工事をしなくてはならないということなんですね。

仮に、仮にでありますけれども、私が当初描いていたように、城東小学校側に城東中学校、城東小学校両方の校舎を集中配置をする、そして、駐車場も小学校側に整備をし、中学校側にはもうとにかく校舎を解体して、広い運動場を確保したいという思いがあったんですけども、そうした形で工事を進めるとすると、どれぐらいのお金がかかると思いますか。

ざっと試算をしていただいたところ、72億5,000万円という経費がかかるんです。しかもこれについては、ほとんど国が補助金を出してくれませんので、先ほど言ったように市が丸々持ち出すという状況なんです。

一方、解体、新築すべき建物は解体、新築をする、長寿命化すべき建物は長寿命化をするということで、改修を進めていきますと、約58億5,000万円という経費で抑えられるんです。しかも、そのうちの8億5,000万円については、国から補助が頂けますので、市が丸々持ち出しをするという額は50億円程度に抑えられる。つまり、国の補助金制度を使って改修をするか、補助金制度を使わずに改修をするかによって、22億5,000万円もの違いが出てくるわけなんです。

さて、そうしたときに、あえて国の補助金を頂かずに、丸々持ち出して、全て城東小学校のほうに校舎を配置するか、それとも、現状の中で頂ける補助金は最大限頂いて、出費を最小限にとどめるかという判断に迫られるわけでありましてけれども、恐らく大多数の方が、そんな状況であれば、国の補助を頂きながら、改修を進めたほうがいいんじゃないかというお考えを持たれると思いますし、私も今はどちらかと言うと、そちらの方向に考えが向いているのが事実であります。

こうしたことを頭に入れて、城東小学校、城東中学校をどう整備をしていくかということについて考えたときであります、両校に共通の問題点というのが3つほどありましたね。1つは校舎の老朽化、2つ目が運動場が狭いということ、3つ目は駐車スペースが狭いということなんです。どっちにしてもこれらの課題が解決できるような改修は進めなくてはならないだろうというふうに思います。

そのときに、まずは危険な建物を有する城東中学校の改築を優先すべきである、これは多分、どなたもそうだろうとおっしゃっていただけたらと思います。じゃあ、その際に、どんな学校づくりをしていくかということなんですけれども、まず1つは、運動場が狭いということがありました。南北に広げるのか、東西に広げるのか、いろいろこれも考えてみたんですけども、一番いい方法は、今、第2グラウンド、第3グラウンドとして使っております中学校の東側の高台の部分ですね。あれを削って、東西に幅広い運動場を拡張していく。サッカーゴールができるほどのスペースが欲しいなと思っているんです。市内の中学校4校の中で、サッカーのゴールが書けないのは、残念ながら城東中学校だけなんです。（※129ページに訂正発言あり）城東中学校のサッカー部の子どもたちは、試合をやるのに、学校へ来ていただいてやるという方法が取れずに、学校から他校へ出かけて試合をするという方法しか

今はないわけでありませけれども、サッカーコートが引けるようになれば、城東中学校を会場にしてサッカーの活動ができていくだろうというふうに思います。その際は、広い運動場でもありますので、小学校の子どもたちも、体育の授業で中学校の運動場を使用するということも考慮しながら、運動場を広くしたらいいなというふうに思っています。

それから、城東中学校のプールでありますけれども、今、中学校のプールは中学校の授業と水泳部が使用しておりますけれども、あのプールをちょっと段差をつけて、小学生も利用できるような形に改修をしたいと。小学生が使う時期というのはごく限られていますが、小学校も中学校のプールを使って授業ができると。

そうなると、小学校のプールが必要なくなることになります。じゃあ、小学校のプールは解体しましょう。その跡に、小学校の先生方、あるいは中学校の先生方、あるいはご来客の方々が駐車をしていただけるような駐車スペースをきちっと確保していきたいということを思います。

また、調理場ですね。給食を作る調理場でありますけれども、今、小学校のほうは、なかなか段差が多くて、食材を運ぶのに非常に心配だという声もありますけれども、もうこれ、中学校の調理場を整備するに当たっては、やがて小学校、中学校2校分を含めた給食が調理できるような、きちっとした調理施設を整備していくと。

ただ一つ問題なのは、中学校で作った給食をどうやって小学校へ運ぶのということが課題になりますけれども、今後、それについても含めて検討ができたらいいなということは思っています。

中学校の校舎が完成をする頃、これ大体令和12年度あたりのことを今想定しているんですけども、中学校の校舎ができた頃というのは、小学校の建築がスタートすることになると思います。この頃は、小学校の児童、中学校の生徒が随分少なくなっていくと思います。少なくなるということは、学級数も減る。学級数が減るということは、中学校で造っていた教室が、余ってくる可能性があるわけなんです。そうしたときに、小学校の一部の学年、あるいは小学校のひょっとしたら全ての学年が、ひょっとして中学校の校舎に入ることができるようになれば、そういったことも考慮しながら、中学校の校舎の建築を進めていきたい。

その上で、小学校と中学校が同じ建物に入るような状況があれば、小学生と中学生の交流、小学生と中学校の先生方の交流、中学生と小学校の先生方の交流等が盛んに実施ができるようになります。こういった授業を含めた日常の教育活動をですね、盛んに小中の交流の機会を増やして、小中一貫的な意味合いを強めて、特色のある学校をつくっていったらいいかなと思います。

今申し上げましたように、施設、設備の面では、小中一体的な整備を進めていく、教育の中身については、小中一貫的な教育を進めていく、そんな構想を今持っているわけでありませ。これまで本当に何度も夢を語ってきたわけでありませますが、これからは、実現可能な現実の中で、やはり夢は捨てずに、すてきな城東小中学校ができるような議論を、また地元の大沢議員を含めて、やり取りをして、すてきな学校ができたらなというふうに思っているところであります。

以上であります。

私が申し上げたことで一部誤りがあったようでありますので、市内の4中学校のうち、城東中学校だけだというふうに申し上げたんですが、どうも今情報によりますと、犬山中学校も難しいようであります。そうすると、犬山中学校の運動場も考えなきゃいけないということは、これ次の問題にしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。ハード整備の現実に向き合う段階になりまして、夢はしぼんだかなというようなことを先ほど申し上げましたが、まだまだやり方によって別の夢を持ちながら、これからまた議論ができるかなというように答弁をお聞きしておりました。ありがとうございます。まだまだこれから計画づくり、構想づくりに入っておりますので、また私も一生懸命これに当たっていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2件目に移ります。新郷瀬川及び郷瀬川の整備について質問をさせていただきます。

犬山市におきまして、新郷瀬川及び郷瀬川の河川整備は、市の治水の要となっております。新郷瀬川は上流に日本有数の貯水量を誇る世界かんがい遺産である入鹿池を抱える一級河川でありまして、また、郷瀬川は、塔野地の新池からの流れと、それから善師野川の流れが富岡の横松橋の地点で合流して、そこから市の北部を北西の向きに流れて、丸山天白地区で新郷瀬川と合流して、市内を還流し、木曾川に流入するという、こちらも一級河川であります。

この両方の河川ともに、整備の目標は具体的な実施内容を示した、郷瀬川の圏域の河川整備計画によりまして、下流から整備がこれまで進められてきています。

そこで、要旨の1点目でございます。新郷瀬川の富士橋整備についてお聞きいたします。

令和2年9月の一般質問で、この郷瀬川圏域の河川整備について質問をさせていただいたときにも申し上げましたが、この新郷瀬川の改修が計画されて始まった頃、平成22年頃から始まった当初は、大変順調に進められてきたと感じておりましたが、だんだんとペースがダウンしてきております。

県道多治見犬山線の富士橋の改修等、富士橋に影響する河川改修工事未完了の状況につきまして、愛知県の動きは今どうなっているのか、それから、犬山市から愛知県への働きかけ、これはどうなっているのか、まずお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

新郷瀬川の改修については、平成22年の豪雨による浸水被害を契機に、国道41号より上流約3キロの富士橋までを整備区間として、愛知県事業として引堤による河川改修工事が平成22年度に着手され、令和5年度末時点で約87%の整備が完了しています。

富士橋の改修に向けて、愛知県は富士橋交差点の形状や、改修工事に伴う近隣住宅への影響及び工事中の仮橋の設置位置などの課題について、愛知県公安委員会など関係機関との協議に時間を要しており、令和6年度も引き続き、富士橋を含む県道多治見犬山線の道路線形

の検討を進めていく予定とのことです。

市としましては、現在の進捗状況を踏まえ、あらゆる機会を捉えて、早期事業完了を愛知県に要望しています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。これまでも私もほかの議員も、この両河川の整備について一般質問を重ねてきているわけですが、答弁の最後にもございましたが、要望を犬山市からも強くしていますと、もっと力を込めてご答弁をいただきたいというように思って聞いておりました。

現在進んでいる事業、富士橋の整備までが、まずは一つの節目でありますので、今後もこれについて早期完了を愛知県に求めていただきたいと、改めて申し上げます。

要旨2点目でございます。一区切りと申し上げましたが、富士橋まで整備ができましたらば、新郷瀬川富士橋の上流について、これについては整備計画はまだありませんが、実際川幅が狭く、度々越水、氾濫の被害が発生をいたします。また、郷瀬川につきましても、富岡の新橋より上流の未整備区間、こちらの流下断面は小さくて、河川の護岸の破損、それから氾濫等が起こります。

今年も間もなく雨の季節を迎えます。住民の方からは、大雨が降るたびに被害が出るのではないかと心配だという不安の声が聞かれております。

まだまだ整備途中であります新郷瀬川及び郷瀬川でございます。これから先の整備についても、私は必要であると考えますので、愛知県に対し、さらに強く、これももう今から要望する必要があるのではないのでしょうか、市のお考えをお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

新郷瀬川の富士橋より上流の改修につきましては、愛知県に確認したところ、これまでは将来的な河川整備基本方針のみで、河川整備計画には位置づけられていませんでしたが、現在、整備計画の改定の準備を進めているとのことでした。

次に、郷瀬川の改修は、昭和45年に木曾川合流点の河口から着手し、新郷瀬川の合流点を経て、これまでに富岡地内の新橋までの区間が完了しています。

愛知県は平成22年の豪雨を受け、新郷瀬川の改修を優先して整備を進めるため、一旦事業を休止していましたが、新郷瀬川の改修に一定のめどが立ってきたこともあり、昨年度までに郷瀬川の新橋から上流の河川改修に向けた現場調査などを行っており、令和6年度は調査結果を踏まえて、取水施設の機能確保の検討や測量を進めていくとのことでした。

市としましては、新郷瀬川及び郷瀬川の治水機能を確保することで、洪水による災害発生を防止し、市民の安全を確保するためにも、引き続き早期事業完了を強く要望していきます。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 私の意に答えるように強く要望するとご答弁をいただきました。ありがとうございます。

ぜひ市としても、そのように強く要望していただきたいと思いますが、実はこの件につきまして、中村県議会議員に愛知県議会のほうで一般質問をしていただきました。市議会から県議会への連携もこれからさらに進めてまいります。市から、行政からとの両面で、この犬山市にとっての重要な課題に取り組んでいきたいというように改めて思います。

それでは、3件目の質問に移らせていただきたいと思います。自然や環境を保全する担い手の育成について、質問をさせていただきます。

要旨は1点でございます。市の面積のおよそ半分が豊かな自然という環境にある我が犬山市にとって、自然環境を良好に保全するということは大変重要なことであると考えます。犬山市東部丘陵地域、それから、それに連なる里山の保全活動について、十分ではありませんが、市民が担い手となって行っております。こうした活動を次の世代へ継承していく、そのような継続的な取組が求められるところでございます。

かく申し上げる私も、議員になった十数年前から、草刈りを始めたわけですが、大変上達をいたしまして、今では特技と自分で言いたいぐらいでございます。また、原市長におかれましては、私の何倍も体力がおありでございますので、市長就任以前から、様々な地域の皆さんとの活動を一緒にしてこられております。その姿は一言で言って、かっこいいです。とはいうものの、多忙な市長が週末のたびに草刈りをしていただくというわけにはまいりません。

草刈りだけではありません。この自然や環境を保全するという意味においては、里山より奥には森林もございまして。市にとっていろんな意味で大切な緑を全て市民参加で維持していきなっていくのは、無理な話ではございますが、市民による活動を次世代へつないでいくこと、そして、少しでも新たな市民参加を促すこと、そのための取組というのは、これから重要な課題だというふうに考えます。

そこで、お尋ねをいたします。担い手として市民にもっと参加していただくための取組についてでございますが、市は自然や環境の担い手の育成を継続的に行っていくための取組についてどうお考えなのか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

犬山市の自然環境を保全する施策を進めていく上で、ボランティアグループなど市民の参加は非常に大きな力となっており、感謝をしているところです。しかしながら、ボランティアの高齢化や次の担い手不足ということで、活動を続けていくことに苦勞されていることは認識しております。

市といたしましても、ボランティア養成講座やボランティアの募集による次世代の担い手づくり、環境学習講座や観察会の実施を通じて、犬山の自然環境やそれらを保全するボランティアの活動、重要性を知っていただき、犬山の自然の魅力を伝えていきます。

今年には市制70周年記念事業として、環境フェアを里山学センターで開催いたしました。里山学センターがスタンプラリーの会場となったということで、例年より多くの方に参加いた

だき、犬山の自然の魅力やボランティアの活動の発信ができたのではないかというふうを考えております。

ボランティア養成講座や環境学習講座、それから観察会等々、これらをこれからも継続して実施していくと同時に、市民にもっと参加していただくための、また市民が参加しやすい仕組みづくりや取組について考えてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。答弁をいただきましたが、課題は認識しつつも、市当局においても、その課題について考えていきたいという結びの答弁でございました。

この問題、私の身近な問題と置き換えて考えましても、担い手の高齢化で数年先はどうなるんだろうというように大変ちょっと想像すると、どうなるんだ、分かんないなというところがございます。

今では60歳を過ぎても仕事をしていらっしゃる方がほとんどと言ってもいいぐらいでございますし、担い手やボランティアとして市民に参加をしていただくきっかけづくり、入り口の整備は以前より難しくなっているなというふうに思うわけですが、だからこそ、大変重要でございます。

答弁にもございました里山学センター、大変いい施設が犬山市にはありますんで、ここがその自然環境の保全の拠点として、さらに有効に活用されることを期待いたします。

今回の一般質問はここまでいたしますが、今後はここに夢を持って、手を替え品を替え、今後も質問をさせていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時50分まで休憩いたします。

午後1時40分 休憩

再 開

午後1時50分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。今回通告いたしました3件の一般質問を行います。当局の皆さんにおかれましては、市民の皆さんの思いを、願いを十分受け止めて、前向きな答弁をお願いするものです。また、資料を用意いたしましたので、随時ご覧いただければと思います。

では、1件目、犬山駅西交差点の地下道について。

この地下道は、皆さんもご存じのように、犬山駅西交差点のところであり、犬山地下道とされております。現在の県道はかつて国道41号でしたが、県道になったときに、地下道が造られたというふうに認識をしております。

また、犬山市議会は昨年度、フリースピーチとして、今年の3月に市内の2つの高校を訪問し、高校生の意見を聞いてまいりました。その中で、犬山高校の学生さんから、この地下道の傷んでいるところを直して安全に通行できるようにしてほしいというご意見をいただきました。

この交差点は地下道もありますが、道路には横断歩道もあり、通行できるため、地下道を利用する人はかなり少ないように思われます。

そこで、要旨1、これまでの経緯と現状についてです。

資料の1をご覧ください。実際の犬山地下道に行って写真を撮ってきました。

①は、地下道の入り口です。入り口は4か所ありますけれども、南の西側の入り口を取りました。ペンキが剥がれていたり、屋根の部分の鉄が腐食して穴が少し開いているところもありました。また、入り口から段差があり、高齢者の方には利用が困難だと感じました。

②は、階段の部分です。上から下を覗いたところですが。中が暗く見え、女性の方からは防犯上も通行するのをためらうというご意見をいただいております。

③は、階段を降りたところですが。この日は晴れていたんですけども、水滴が滴り落ちていました。金属部分が傷んでいるのが分かります。また、地下道に沿って溝があり、水の通り道となっております。

④は、地下道の内部です。思ったよりも明るく、壁の上部には木の板が張られていまして、何か展示をしようとするれば、できる状態だというふうに思いました。

そこで質問いたします。確認の意味で、この地下道が造られた経緯と現在の利用状況についてお示しください。

また、2点目として、雨水などの排水についてはどのようなになっているのか。

3点目として、現在の老朽化の程度はどの程度なのか。

以上、3点、お示しいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

犬山駅西交差点地下道は、県道春日井各務原線と県道浅井犬山線・県道犬山停車場線の交差部に、歩行者の安全対策として造られた地下道で、昭和51年に供用開始され、令和6年で48年経過しています。

地下道内の排水については、当初より地下道入り口が道路面より階段で高く造られており、基本的には雨水は地下道内に入らない造りとなっておりますが、流入した場合、雨水は通路両側に造られている小さな側溝で集水し、ポンプで排水を行います。

施設老朽化の把握について、道路法に基づく定期点検を5年に1回、直近では令和5年度に点検を行っており、構造に支障を及ぼすような大きな損傷には至っていないと愛知県に確

認をしています。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。造られてから今年で48年となること、構造の問題についてなど理解をいたしました。そして5年に1回点検をしていて直近では令和5年度に点検を行っているということで理解をいたしました。

では、要旨2に移ります。今後についてです。

この令和6年度48年経過ということですので、約50年近くなるわけです。地下道はやっぱり安全で、そして利用しやすいということが望まれていると思います。

そこで、質問いたします。利用者は主に若い方、高校生などが中心だと思いますけれども、安全に通行できるように、老朽化で傷んだ部分を改修、とりわけ壁ですとか天井の剥離、そして落下等の防止をすることに加え、入り口部分の屋根等の構造物をリニューアルできないか。

2点目としまして、地下道内を明るくし、雰囲気をよくするために、壁の色、そしてデザインに配慮、展示スペースを設けることなどできないかどうかをお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

今後については、令和5年度に点検を行った結果、通路部、側壁タイルの浮き、天井からの漏水が確認されていることから、修繕計画を策定し、令和7年度に修繕対策を実施する予定である。しかしリニューアルの予定はないということです。

また、地下道を明るくするため、壁の色、デザイン、展示スペースという提案について、愛知県が実施することは考えていませんけれども、市から具体的な利活用の提案をいただければ、管理者として占用許可について検討すると確認をしております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） リニューアルをする予定はないということですが、傷んだところは令和7年度に修繕対策をしていただければということで、期待をしたいと思います。

こうした地下道の改善について調べてみましたけれども、ほとんどがもっと大きな地下道で、地下に商店街があったり、それから駅まで地下道が続いているような事例でした。具体的には京都市、そして、福井市などですけれども、そういったところでバリアフリー化ですとか、エレベーターの設置などがあります。

再質問いたします。

高齢者の方や障害者のために、やはりバリアフリー化、そしてエレベーターの設置等ではできないのか。

2点目としまして、老朽化がさらに進んだ場合には、大規模改修になるのか、または今の地下道をなくす可能性は現在のところであるのかどうか、お示しいただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

犬山駅西交差点地下道について、エレベーターの設置やバリアフリー化について愛知県に確認したところ、現在検討はされておられません。

また、地下道について点検・修繕年次計画により管理されており、この地下道は供用開始から48年が経過し、老朽化が懸念されますが、今後も定期点検結果に基づいた対策を行って、使用を継続していく計画で、今のところ大規模な改修の予定はなく、地下道をなくすという方向性もありませんとのことでした。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 県のほうとしては、特に問題がなければこのまま使い続けていくという方針なのだという理解をいたしました。

小さい地下道ではありますけれども、市民の皆さんにとって、少しでも利用しやすいような工夫だとか、それから今も写真で見ましたけれども、4番のところを見てみますと、上のところにも木の板が張ってあるもんですから、何か展示をするような場合はすぐできるなというふうに思いますので、こういったところは市のほうが積極的に提案をしていってほしいなというふうに思います。また市民の意見も聞いていきたいと思います。

では、2件目、防災対策の充実についてです。

今年になってから、能登半島地震が起き、また各地で地震が多発しております。東海地方では、南海トラフ地震が近いうちに起こるであろうと予想されております。名古屋大学名誉教授の福和伸夫先生の講演でも、常日頃から震災は起きるという意識を持ち、ふだんから備えておくこと、また、我が事として考えることが大切だということがとても印象に残っています。

要旨の1、生活防災の取組についてです。

自治体問題研究所発行の「住民と自治」という冊子ですけれども、2022年6月号に特集で「災害と避難 誰一人取り残さない協働の地域づくり」という記事が載っておりました。そこで「生活防災」という言葉がありまして、これは「ふだんとまさかをつなぐ」とありまして、これは京都大学防災研究所教授の矢守克也さんが、そういった「生活防災のすすめ」という本を書かれました。

防災は特に特別な活動ではなく、ふだんの生活、日常の暮らしがそのまま防災、まさかのときの備えになるような、そういった生活防災を目指しましょうという趣旨とのことでした。

例えば、備蓄用の食料を、消費期限が近くなったら食べて買い足すなど、個人でも様々な工夫できることはたくさんあると思います。

そこで、質問いたします。日常生活と防災対策の結び付けが大切でありますけれども、市としての取組や町内会への呼びかけはどのようにしているのかお尋ねします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

災害時の対応として、自助、共助、公助が不可欠です。その中でも、災害発生後3日間が一番重要となるのが自助であり、平時から備えることにより、災害時において迅速に命を守る行動につなげることができます。

自助の例としては、家庭や事業所での食料の備蓄です。災害時には安全が確保できれば、自宅にとどまる在宅避難も有効であり、食料や水を備蓄しておけば、自宅での避難生活も可能となります。備蓄した食料は平時において、賞味期限が近いものから消費し、使った分だけ買い足すローリングストックを行うことで、常に一定量の備蓄を確保できます。ローリングストックについては、市広報6月号の特集ページで詳しく紹介しています。ほかにも、町内会の防災訓練などに防災交通課職員が出向き、食料やトイレの凝固剤などの備蓄品についても紹介するなど、家庭での備蓄について啓発を行っています。

災害はいつ起こるか分かりません。日頃から自分事として意識することがご自身や大切な家族を守ることに繋がります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。取組がされているということは理解しました。

町内会、あるいは市としても、この防災訓練とかはやってるんですけども、様々な想定を変えていくだとか、それから、ほかの地域ですけれども、津波が予想されているところでは、夜間に避難をする、こういった訓練もされているようです。

また、保育園の事例ですと、いつ地震が起きてもいいように、お昼寝の場合、それから食事をしている場合、そういったところを想定した様々な工夫、そういったことをされているようですので、これからも引き続き取組をお願いしたいと思います。

次に、要旨の2、TKB48の実践を目指した取組をです。

資料の2をご覧ください。新婦人しんぶん、今年の3月2日の4面の記事です。神戸大学名誉教授で、兵庫県震災復興研究センター代表理事の塩崎賢明さんが書かれたものですが、「災害大国日本、避難所と復興に人権を」「混乱を繰り返す日本、迅速な対応のイタリア」とありますが、この国の体制によってかなりこの防災対策は違ってきているようです。

このイタリアでは、1980年代に大きな災害を経て、市民安全省という省を政府に設置したというふうになります。また、そういったところが常に各地の地震の状況をモニタリングしている。そして、災害が発生すると、1時間以内に会議を開いて、方針が各市町村、ボランティア団体に伝えられる。そして、周辺のボランティアが派遣されて、すぐさまトイレや簡易ベッド、そしてテントが提供されるシステムということですね。それから、人材育成もすぐくて、医療者や、調理師、そして重機オペレーターなど100万人の専門知識や技能を持った人がボランティアに登録していて、毎年研修を受け、そして派遣旅費は国の負担ですというふうになっています。

イタリアでなくても、最近起きたところでは台湾でも、迅速な対応ができたというふうに報道がされています。

それで、左のところに行きますと、TKBの確保が大事というふうに書いてあります。今回のタイトルにもしたんですけれども、このTはトイレ、そしてKはキッチン、Bはベッド、このTKBですね、48なので48時間以内にこのトイレ、キッチン、ベッドを設置するようにしましょうということで、スフィア基準と言われております。国際的なこういった避難所の最低基準でありまして、トイレは単にそのトイレを設置するだけではなくて、人数も決まっています。トイレは20人に1つ、そして男性と女性の割合は1対3ということです。

なかなか日本の現状を見てみますと、程遠いなということを思うんですけれども、国際的なこういったものを意識するだけで、随分と準備などが違ってくるかなというふうに思います。

そこで質問をしたいと思います。避難所の環境整備についての迅速な対応が求められていますが、市としてどのような取組を行っているのでしょうか。こういったTKBを意識すれば、事前の準備も変わってくるのではないのでしょうか。とりわけプライバシーの確保が重要であります。見解をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

避難生活を快適にするためには、トイレ、キッチン、ベッドは大変重要な要素であります。市では、これらに関する備蓄を進めているほか、不足する資機材については、民間企業等と災害協定を締結し、災害時には供給を受けることとしています。

まず初めに、トイレについての市の状況をご説明いたします。

現在、市におけるトイレの備蓄は、組立て式仮設トイレ及び簡易トイレを500基配備しているほか、小中学校などにマンホールトイレを計54基設置しています。

次に、キッチン、食料についてです。避難所での食事については、非常食や冷めたものが多いため、被災地では自衛隊やボランティアによる炊き出しで温かい汁物などが配られています。一方、市では、野菜不足を補うために野菜ジュースの備蓄を昨年度から始めました。また、温かい汁物として、フリーズドライの野菜スープなどの備蓄を現在検討しています。

ベッドについては、折り畳み式の簡易ベッドを200台備蓄しています。一方で、段ボールベッドについては、保管に要する場所や湿気などの対策が必要なことから、市では備蓄をしておらず、災害時には市内事業者との災害協定に基づく要請により、供給を受けることとしています。

また、市では避難所でのプライバシーが確保できるテント型の間仕切りを今後備蓄していくよう、現在検討を進めています。

これらのことを踏まえ、今後もTKBを意識して、避難所環境がさらに良くなるよう配備を進めていきます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。様々なものを用意しているということは分かりました。

特に間仕切りですけれども、私も市のそういった防災訓練のときに見てはいるんですが、高さがちょっとあれでは小さいのかなと思います。台湾などで使われたものは本当に人の身長ぐらいの背があって、面積も1人3.5平米ぐらい確保できるというサイズのものでしたので、そういったちょっと大型のものも今後そろえていく必要があるのかなと思います。

また、資料の2の左のところを見ていただきますと、イタリアの避難所での食事はこんなデラックスな飲物、そして野菜や主食もそうですけれども、ワインも付いてということですので、日本で言うとそんなお酒は別に要らないですけれども、そこまではいいですけど、こういった主食、副食、汁物といったものがそろそろ、そんな食事が常に提供されるということをやはり目指していくべきだなというふうに感じております。

では、要旨の3、広域で取り組むべき課題についてです。

災害の規模によって各市町村で対策できない部分があります。以前、私も提案したんですけれども、移動式のムービングハウス、これはコンテナのタイプになっているものですが、そういったものや、シャワーのコンテナ等は予算もかかり、広域でやはり準備するほうが望ましいのかなというふうに考えております。また、防災ボランティアの育成も重要な課題だと認識しています。

そこで、質問します。広域で取り組んでいること、そして課題についてお示しをください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

能登半島地震をはじめとした近年の大規模災害では、仮設住宅として、トレーラーハウスやトイレカー、簡易型のシャワールームなどが活用されています。しかしながら、こういった設備を本市のみで配備するには、費用面や維持管理など、現実的ではないことから、市ではレンタル事業者と災害協定を締結しており、災害時には優先的に資機材の供給を受けることとしています。

また、広域的な受援の仕組みとして、市町村の要請に基づき、県や国が全国の市町村に支援を要請する流れとなります。

1月に発生した能登半島地震では、これに伴い、市としても、これまでに延べ49名の職員を被災地へ派遣し対応に当たってきました。

加えて、広域避難の取組として、西尾張地区の市町村において、災害対応に関する相互応援協定を締結しており、応援市町村があらかじめ決められています。具体的には、本市はあま市と大治町が応援市町とされており、いずれかの市町が被災した場合には、相互に避難者を受け入れることとなります。

そのほかにも、市では防災人材育成講座を開催し、災害時に地域のリーダーとなり、避難所運営に関わったり、ボランティアとして活動する人材の育成にも努めています。

このように様々な取組を行っていますが、大規模災害に備え、民間事業者や他自治体、市民団体等と連携した訓練を実施することや、さらなる協定締結を進め、有事に備えることなどが重要であり、今後さらに取り組んでいくべき課題であると考えます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 私も大規模災害に備えて事業者や各団体など、横のつながりを持つことはとても重要だというふうに思っております。また、現在も様々な協定を結んだりとか、そういったことをしています。そして、やはりボランティアの研修ですとか、それからボランティアの人数自体も少ないというふうに思っていますので、そういった点のこれからの取組に期待をいたします。

では、次に3件目、自衛隊への募集対象者情報の提供についてです。

資料の3の1をご覧ください。これは2023年、昨年8月1日の中日新聞の記事です。自衛隊に名簿提供7割超えという大きな見出しがついていますけれども、自衛官の成り手不足が続く中、政府の要請を受け、中部6県の全部で114市のうち7割以上の84市が本年度、昨年度ですけれども、自衛隊側に住民の個人情報を提供したり、提供予定であったりすることが本市の調査で分かったと。

住民側が自衛隊への個人情報提供を望まない場合、自治体に名簿からの除外を申請できる制度があるが、制度の周知が不十分で、申請を受けていない自治体も多くあるなど、不透明な個人情報提供の実態が浮かぶ、そんなことが書かれています。

それで、表を見てみますと、この愛知県のところでは、こういったことをやっているよというところがもうほとんどで、なしというところがこの春日井と犬山だけなんです。これを見て、私はさすがに犬山はすごいなと、こんな国のいろいろな誘いにも乗らずというか、逆にしっかりとこの個人情報の大切さが分かっているなということで、私は高く評価をしておりました。

中のほうを見てみますと、政府がその自治体に提供を求めているのは、住民基本台帳に掲載された個人情報で、高校、大学卒業時の年齢に当たる18歳や22歳の氏名、生年月日、性別、住所の4点をまとめた名簿など、全国の自衛隊地方協力本部を通じて、そういったことでダイレクトメールの送付などに活用しているというふうに記載しています。

自治体によって名簿として渡すところだとか、またはその宛名シールで渡すところ、いろいろなパターンがあるみたいですし、またこの除外申請のことを全く伝えないでやっているというところもあるようです。そういった記事ですね、こういったことを踏まえまして、要旨の1に行きたいと思います。犬山市でも今年度から情報提供を行うことになった経緯についてです。

この新聞記事にもありますように、昨年度までは、これまでこういった名簿の提供だとか、個人情報の提供というのはなくて、むしろ住民基本台帳法に照らして、自衛隊の方が市役所に来て、その台帳の閲覧をしていたということと私は認識しています。ですけれども、それが急に今年度から18歳を迎える対象者の情報、つまり個人情報を提供するに至った、その理由と経緯についてお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

自衛官募集対象者情報の提供については、毎年、自衛隊愛知地方協力本部長から協力を依頼されているところです。自衛官募集対象者情報の収集については、自衛隊法施行令第120条に、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

しかし、個人情報である市民の氏名や住所について、市から自衛隊に提供することについて疑義があったことから、本市においては、昨年度まで自衛隊職員の方に、議員おっしゃいましたように、住民基本台帳の一部の写しを閲覧していただくことにより、自衛官募集に必要な募集対象者の情報を取得していただくよう対応していました。

そうした中、昨年4月に改正個人情報保護法が施行され、各自治体の個人情報保護条例が廃止されたことにより、個人情報の取扱いが基本的に統一されました。これに合わせて、政府の個人情報保護委員会により、自衛隊への情報提供は、個人情報の利用や提供の制限の例外に当たり、問題ないという見解が示されています。この見解を受けて、個人情報の提供についての本市の疑義が解消できたことから、今年度から情報提供を行うことといたしました。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 今の答弁で全く納得できないなというふうに思います。自衛隊法施行令第120条を理由にということですが、これには資料の提出を求めることができるのであって、これは義務ではないんです。それを決めるのは自治体ということなんですよね。だから、よくこれを理由に語られるんですけれども、逆にこの求めることができる規定なんです、義務ではないということをしかりと、私は訴えたいと思います。そして、だからこそ、自治体の姿勢が問われるということです。

個人情報も確かに統一的なものになりましたけれども、基本的には保護条例なので、保護法ですので、保護されるべきだというふうに思っていますし、また、そういったタイミングでこの個人情報の保護委員会の見解ですね、この国の解釈を是としたということなんですけれども、それで本当に市民の権利が守られるのか、とりわけ人権の制限、そういったことを非常に私は危惧いたします。強くそのことを訴えます。

次に、要旨の2です。情報提供の実施方法と問題点についてです。

資料3の②をご覧ください。今年度の広報犬山の6月号です。16ページのところに、真ん中の下のところに、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供ということで、今年からこういったことを始めるということが載っているんですけれども、ただ、私もこの6月号に載るからと思って一生懸命探して、これかという思いなんですよね。ほかのお知らせと同等の扱いですし、また、これ自衛官等ほにゃららというところで、これでそんな重要なお知らせしてるんだろうかというふうにちょっと思ってしまったりもします。

そういったことで、あとホームページにも掲載したという情報ですのであれですけれども、特にこの広報については月1回になりまして、ページ数も増えましたけれども、かなり内容も盛りだくさんなので、こういったことで掲載、この程度にしか載せられないということなのかもしれませんけれども、これでお知らせしましたと言われても、ちょっと見逃してしまう方が多いのではないかなというふうに思います。

そこで質問をいたします。自治体によっては、名簿によって情報を提供するところもありますが、当市はどのような方法で提供するのか、また対象者の方は何人になるのか。そして、提供する情報は個人情報であるため、やはり私はこれに同意するという方の名前をまだ渡しているのだったらまだ分かりますけれども、これに同意するかどうか、その確認する通知を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

自衛隊愛知地方協力本部長から提供を依頼されている情報は、今年18歳になる日本国籍の方の氏名と住所であることから、本市においては、自衛隊に提供する情報の利用を最小限にとどめるため、募集案内を郵送するために使用する宛名シールを約700名分作成し、7月に提供を行う予定です。

議員からご指摘のありました、個人情報を提供するに当たっては、本人の同意を得るか、提供しているかの確認を行うべきではないかということについては、さきの質問でもお答えしましたとおり、政府の個人情報保護委員会が、自衛隊への情報提供は個人情報の利用や提供の制限の例外に当たり問題ないという見解を示している以上、必要ないと考えております。

ただ一方で、自分の情報を自衛隊に提供してほしくないという方もいらっしゃると思いますので、議員からご紹介いただきましたように、自衛隊に情報提供を望まない方については、6月中に申し出ていただければ、情報提供しないという対応を取らせていただくこととしております。

広報6月号と市ホームページで、自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の提供について周知を行っていますので、自衛隊への情報提供を希望されない方については、ご確認いただき、所定の手続きをお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 名簿よりは宛名シールの方が活用は少ないのではないかとこの部分がありましたけれども、だからといって、よし分かったというわけにはちょっといかないので、再質問をいたします。

もう一度、その宛名シールで提供するということですが、名簿の場合とどう違うのか。そして除外申請の期間が、この6月の1か月間ということですが、これはあまりにも短いのではないかと思います。今ちょうど6月ですが、もうあと30日までしかありません。広報が配られたのは5月の下旬だと思いますので、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

名簿でお渡しするとなりますと、お渡しした後の名簿がどう管理するのか把握できないと

ということ、名簿を基に自衛隊の方で宛名シールを作成する際に、名簿データが新たに作成されるということが懸念されます。

一方で、宛名シールであれば、自衛隊の方にそれを封筒に張っていただくことになるため、その後の管理についても把握する必要がありません。そのため、本市では、宛名シールで情報提供を行うことといたしました。

除外申請の期間が短いというご指摘については、期間を長くすることで申請し忘れるということも想定されることから、今回は1か月という期間を設定させていただきました。

今後、他の自治体の事例も参考にしながら、次年度以降、必要に応じて期間の設定について検討させていただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 期間を長くすると申請し忘れるということも想定されるというんですけども、やっぱりこれは短過ぎると思いますよ。みんながみんなホームページを細かく開いたり、それから先ほども資料に示しましたけれども、広報の隅から隅まで来て、あっこれだっけとすぐ気づかれる方がどれだけいるかなということを考えると、短いということを私は指摘したいと思います。

まだまだ気づかないでおられる方が、知らなかったという方が多いというふうに思いますので、その点も指摘させていただきます。

再々質問させていただきます。

この自衛隊への個人情報の提供を巡っては、奈良市の18歳の青年が提訴し、プライバシー権の侵害は憲法違反だとして、国とそして奈良市に賠償請求を求めています。プライバシー権というのは今現在のところでは、自己に関する情報をコントロールする権利として捉えられていますが、これに反するのではないのでしょうか、見解を求めます。

また、一般的に高校卒業予定者に対する求人活動というのは、学校を通じて教育的かつ公正に行われており、社会経験のない生徒に対する保護、援助という教育的配慮がなされています。生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールの必要性というのは、この自衛隊についても同様だと考えます。この点についてどうお考えになるかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

さきのご質問でもお答えしましたとおり、自衛隊法施行令第120条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されており、政府の個人情報保護委員会も、自衛隊への情報提供は、個人情報の利用や提供の制限の例外に当たり問題ないと見解を示していますので、自衛隊への募集対象者の情報の提供について、現状ではプライバシー権の侵害に当たるとは考えておりません。

また、現時点で法令等により、自衛隊は必要に応じ市町村長に情報提供を求めることができるとされている以上、一般企業と自衛隊は同様ではないと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 国の考えを是とするのだなというところは確認しましたがけれども、何回も言いますが、この自衛隊法施行令第120条というものは、できる規定なのであって義務ではないということ、そしてその判断は自治体にあるんだということを強く訴えます。

また、憲法13条では、個人としての尊重されるという、そういったプライバシー権の守るべきものは保護されるべきということで掲げられております。

今、この奈良市での裁判や、ほかにも神戸市による市民情報提供と住民訴訟、これが今年の2月に、6名の市民が原告となって神戸地裁で裁判をしているようですので、こういった動きなどもこれから注視しながら、また市民の皆さんから様々な意見を聞きながらやっていくという、そういった決意を申し述べまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日14日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時33分 散会